

令和3年度

南山城村子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金（概要）

南山城村税住民福祉課

1 目的

子育て世帯の経済的負担の軽減及び三世代同居又は三世代近居による世代間支援の促進を図ることを目的として、住宅リフォーム工事や住宅購入及び住宅賃貸費用の一部を助成するものです。

※補助額が予算額に達し次第受付を終了します。

申請をお考えの際は、事前に南山城村税住民福祉課で確認をお願いします。

2 概要

1) 対象となる世帯 南山城村に住所を有し、次の各号のすべてに該当する者

- ①子どもの属する多子世帯若しくは三世代同居又は三世代近居の世帯の構成員であつて、村内に建築された住宅の所有者又はこれに準ずる者
- ②村が課した村税等の納付金に滞納のない世帯に属している者。ただし、三世代同居又は三世代近居の場合は、当該三世代に係る世帯に村が課した村税等の納付金に滞納がないこと。
- ③住宅リフォーム工事の契約をした世帯に係る子どもの親権者の年収（税金や社会保険料を含めた1年間の収入の総額）の合算額が750万円未満の者
- ④子どもの属する多子世帯若しくは三世代同居又は三世代近居の世帯全員が、同一の住宅について、この要綱に基づく補助金の申請を行っていないこと。
- ⑤親及び子世帯全員が、暴力団等（南山城村暴力団等排除条例（平成24年南山城村条例第23号）に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）に該当しないこと。

【用語の定義】

- (1) 多子世帯 3人以上の子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、妊娠中の子も含める。）が属する世帯
- (2) 三世代 親子及び子の祖父母（祖父又は祖母どちらか一方の場合も含む。）をいう。なお、子は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、妊娠中の子も含める。
- (3) 三世代同居 補助金を請求する年度において、親子又は祖父母が住所変更（住民票に記載されている住所の変更をいう。以下同じ）を行い、親子と祖父母が同一の住宅に居住することをいう。
- (4) 三世代近居 補助金を請求する年度において、親子又は祖父母が住所変更を行い、親子と祖父母がそれぞれの住宅の間の直線距離2km以内に居住することをいう。
- (5) 年収 税金や社会保険料を含めた1年間の収入の総額をいう。
- (6) 住宅リフォーム 新たに同居するために、住宅の機能若しくは性能を維持又は向上させるため、住宅の一部の修繕、補修、模様替え、取替え等を行うことをいう。

2) 補助金額

①住宅リフォーム工事に係るもの

予算の範囲内において、補助対象工事費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、100万円を限度額とする。（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）

②住宅購入の仲介手数料に係るもの

予算の範囲内において、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、40万円を限度額とする。（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）

③住宅賃貸の仲介手数料に係るもの

予算の範囲内において、補助対象工事費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、5万円を限度額とする。（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）

3) 補助対象経費

①住宅のリフォームに係る経費（契約日が令和3年4月1日以降のもので費用の合計額が消費税及び地方消費税相当額を含む10万円以上のものに限る。）

ア 自ら居住するための部分の増築、改築等

イ 屋根、雨どい、柱、外壁の修繕・塗装等の外装工事

ウ 床、壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事

エ 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事

オ 電気、ガス等の設備工事（家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等を除く。）

②三世帯同居又は三世帯近居に係る住宅の購入に係る仲介手数料（補助対象者若しくはその配偶者又は親の名義の住宅で、その所有権移転登記日が令和3年4月1日以降のものに限る。）

③三世帯同居又は三世帯近居に係る住宅の賃貸借契約に係る仲介手数料（契約日が令和3年4月1日以降であるものに限る。）

4) 添付書類

①各補助金共通

ア 親及び子世帯全員の住民票の写し

イ 出産予定の子どもがいる場合は、母子健康手帳等診察経過の分かる書類の写し

ウ 親及び子の親子関係を証する書類

エ 親及び子世帯全員の世帯全員（所得税法（昭和40年法律第33号）の規定による扶養の対象となっている者を除く。）の直近の村税の納税証明書等

オ その他村長が必要と認める書類

②住宅リフォーム工事に係るもの

ア 建物登記簿の全部事項証明書

イ 対象工事の契約書及び領収書の原本（当初契約・変更契約全て）

ウ 平面図、立面図その他、工事の内容が確認できる書類

エ 対象工事を行った部分の施工前及び施工後の状態が確認できる写真

オ その他村長が必要と認める書類

③住宅購入の仲介手数料に係るもの

ア 建物登記簿の全部事項証明書

- イ 住宅の売買契約書
- ウ 住宅購入に係る仲介手数料の領収書の原本
- エ その他村長が必要と認める書類
- ④住宅賃貸の仲介手数料に係るもの
 - ア 賃貸借契約の原本
 - イ 住宅の賃貸借に係る仲介手数料の領収書の原本
 - ウ その他村長が必要と認める書類
- 5) 申請期間
 - 令和3年4月16日から令和4年2月28日まで
(南山城村税住民福祉課窓口受付のみ、郵送不可)

3 交付の流れ

- ①【申請者】交付申請書兼実績報告の提出
※南山城村税住民福祉課へ直接持参してください。(郵送申請はできません。)
- ②【南山城村】交付申請書兼実績報告書の審査
- ③【南山城村】交付決定(確定通知とみなす)
- ④【申請者】交付請求書の提出
- ⑤【南山城村】申請者名義の口座へ振込